

3 利用料金

(1) 利用料金一覧表 I (障害者支援施設)

項目	利用内容	料 金	備 考
障害者自立支援給付費の自己負担分	施設入所 (定員40人以下)	サービス利用総額の1割または市町村の決めた上限額のいずれか(市町村民税非課税世帯については全額公費負担となります)	※上限額は収入等に応じて市町村が決めた額です。 (福祉サービス受給者証をご確認ください) 栄養士配置減算対象()の金額 平成26年度単価(一日当たり) 区分6 4,510円 (4,390円) 区分5 3,800円 (3,680円) 区分4 3,070円 (2,950円) 区分3 2,310円 (2,190円) 区分2以下 1,670円 (1,550円)
	入所時特別支援加算	生活介護の初期加算と同じ	一日当たり 300円 (入所日から30日間)
	入院外泊時加算 I	入院・外泊時の補足給付の算定あり	一日当たり 3,200円 (3ヶ月に限り、1月に8日を限度)
	入院外泊時加算 II	一週間に1回以上の訪問支援時に該当(外泊時は電話連絡)	一日当たり 1,910円 (Iに引き続き82日を限度)
	入院時支援特別加算	家族の付添困難な場合月に1~2回の訪問	一月に一回を限度に加算 一月の入院が4日未満 5,610円、4日以上11,220円
	夜勤職員配置体制加算		一日当たり 490円 (やまゆり、りんどう、かたくり、つつじ対象)
実費負担分	食費	食べた分の食事代の実費	一日当たりの料金 朝食400円、昼食620円、夕食563円 計1,583円 例:1ヶ月当たり 30日の場合 47,490円 31日の場合 49,073円
	光熱水費	生活した日数の実費	一日当たりの料金 328円 例:1ヶ月当たり 30日の場合 9,840円 31日の場合 10,168円
	食費・光熱水費 (特定障害者特別給付費対象者)	実費分から特定障害者特別特別給付費を差し引いた額	特定障害者特定給付(食費等の補助)が市町村から認められている場合には、実費の総額に対して市町村から決められた額が給付されます。福祉サービス受給者証をご確認ください。
障害者自立支援給付費の自己負担分	生活介護 (定員40人以下)	サービス利用総額の1割または市町村の決めた上限額のいずれか(市町村民税非課税世帯については全額公費負担となります)	平成26年度単価(一日当たり) (20人以下) 区分6 11,700円 (12,990円) 区分5 8,830円 (9,810円) 区分4 6,320円 (7,030円) 区分3 5,720円 (6,340円) 区分2以下 5,240円 (5,830円)
	人員配置加算 (利用者に対する職員配置数) 1.7:1(こぶし・ふたば以外) 2.0:1(こぶし)		一日当たり 2,120円(こぶし以外) 一日当たり 1,810円(こぶし)
	福祉専門職配置加算 I・II		一日当たり 60円 (II) 100円 (I)
	初期加算 (利用日から30日間)		一日当たり 300円
私的契約料	金銭管理料	月額 500円	※年金や小遣、利用料などの振込み等の管理を施設に依頼する場合の管理料です。

(2) 利用料金一覧表Ⅱ(障害者支援施設・短期入所)

項目	利用内容	料 金	備 考
短期入所利用料	福祉型短期入所利用料Ⅰ (終日利用の場合)	サービス利用総額の1割または市町村の決めた上限額のいずれか(市町村民税非課税世帯については全額公費負担となります)	平成26年度単価(一日当たり) 区分6 8,880円 区分5 7,550円 区分4 6,230円 区分3 5,610円 区分2以下 4,900円 ※障害支援区分と短期入所の利用日数については、福祉サービス受給者証をご確認ください。
	福祉型短期入所利用料Ⅱ (夜間のみ利用の場合)		区分6 5,800円 区分5 5,080円 区分4 3,060円 区分3 2,310円 区分2以下 1,650円 (注)上限額は、他に利用したサービスも含めたサービス費の総計で計算されます。 他のサービス利用がある場合には必ずお申し出ください。
短期入所加算料金	短期入所利用加算 (最初の利用日から30日間)		一日当たり 300円
	食事提供体制加算		一日当たり 680円
	重度障害者支援加算		一日当たり 500円 受給者証記載対象者のみ該当
	栄養士配置加算Ⅱ(非常勤)		一日当たり 120円
短期入所実費負担分	食費	食べた分の食事代の実費	一日当たりの料金 朝食 400円、昼食 620円、夕食 563円 計 1,583円
	光熱水費	生活した日数の実費	一日当たりの料金 328円
	食費・光熱水費 (食事提供体制対象者)	実費分から食事提供体制加算費を差引いた額	食事提供体制加算が市町村から認められている場合は、次の利用料金になります。 一日当たりの料金 朝食 230円、昼食 350円、夕食304円 光熱水費 328円 計 1,212円

(3) 利用料金一覧表Ⅲ(グループホーム)

① 共同生活援助(グループホーム)

項目	利用内容	料金	備考
介護給付費の自己負担分(一割負担・上限額有)	共同生活介護サービス費Ⅱ 職員配置数 5:1(中山、八幡平) 職員配置数 6:1(二戸)	共同生活介護サービス 利用料金	平成26年度単価(一日当たり) (中山、八幡平) (二戸) 区分6 5,940円 5,610円 区分5 4,770円 4,440円 区分4 3,980円 3,650円 区分3 3,320円 2,990円 区分2 2,430円 2,100円 区分1 2,110円 1,810円
	日中支援加算	日中支援を行った場合の 料金	一日当たり 区分4~6 5,390円 区分1~3 2,700円
	夜間支援体制加算Ⅰ	夜間を通して介護等の 支援ができる体制を確 保した場合の料金	平成24年度単価(一日当たり) 1,120円 (中山事業所【なのはな・しらかばホーム】対象)
	夜間支援体制加算Ⅱ	夜間を通して緊急事態に 速やかに対応できるよう、 常時の連絡体制が確保さ れている場合の料金	1日当たり 100円 (中山事業所【なのはなホーム以外】対象)
	福祉専門職員配置等加算Ⅰ	福祉専門職員を配置し た場合の料金	一日当たり 70円
	福祉専門職員配置等加算Ⅱ		一日当たり 40円 (中山・二戸・事業所対象)
	入院時支援特別加算	入院時に支援を行った 場合の料金	一月当たり 5,610円(月一回を限度) 入院期間が3日以上7日未満 一月当たり 11,220円(月一回を限度) 入院期間が7日以上
	長期入院時支援特別加算	長期入院時に支援を行 った場合の料金	一日あたり 1,220円 (入院から3ヶ月を限度:初日、最終日を除 き、3日目から対象)
	帰宅時支援加算	帰宅時に支援を行った 場合の料金	一回あたり 1,870円(月一回) (外泊期間が3日以上7日未満:初日、最終 日を除き、3日目から対象) 一日あたり 3,740円(月一回) :㊸ (外泊期間が7日以上:初日、最終日を除 き、3日目から対象)
	長期帰宅時支援加算	長期帰宅時に支援を行 った場合の料金	一日あたり 400円 :㊸ (帰省から3ヶ月を限度:初日、最終日を除 き、3日目から対象)
実費負担分	家賃、食費等の日常生活に要 する料金	家賃(畳1畳分の単価を 出し、部屋の畳数をか けた料金)	家賃補助が上限10,000円あります。
		食費(月の食材代を食 べた食数で割った料	実費徴収 1ヶ月を平均すると、概ね30,000円。
		共益費(光熱水費、共 用の日用品費等	実費徴収 1ヶ月を平均すると、概ね15,000円。
		共有物品	実費徴収 利用者間で負担して頂く場合があります。
私的契約料	預かり金等管理サービス利用 料	月額 1,000円	※通帳やお金の管理等を事業者者に依頼す る場合の管理サービス料です。

㊸: 帰宅時支援加算か長期帰宅時支援加算のどちらか選択。

入院時支援加算か長期入院時支援加算のどちらか選択。

(4) 利用料金一覧表Ⅴ(グループホーム)

① 体験利用

項目	利用内容	料金	備考
訓練等給付費・介護給付費の自己負担分 (一割負担・上限額有)	体験利用	年間50日、連続して30日以内での利用料金	平成26年度単価(一日当たり) 区分6 6,750円 区分5 5,580円 区分4 4,790円 区分3 4,130円 区分2 3,240円 区分1 2,870円
	日中支援加算	日中支援を行った場合の料金	一日当たり 区分4~6 5,390円 区分1~3 2,700円
	夜間防災・緊急時支援体制加算Ⅰ (グループホーム対象)	夜間に必要な防災体制を確保した場合の料金	一日当たり 1,120円
	夜間防災・緊急時支援体制加算Ⅲ (グループホーム対象)	夜間に緊急の事態が生じた場合に常時の連絡体制を確保した場合の料金	一日当たり 100円
	夜間支援体制加算Ⅰ	夜間を通して介護等の支援ができる体制を確保した場合の料金	平成24年度単価(一日当たり) 区分5、6 2,160円 区分4 990円 区分2,3 750円 (中山事業所【なのはなホーム】対象)
	夜間支援体制加算Ⅱ	夜間を通して緊急事態に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制が確保されている場合の料金	1日当たり 100円 (中山事業所【なのはなホーム以外】対象)
	福祉専門職員配置等加算Ⅰ	福祉専門	一日当たり 70円
	福祉専門職員配置等加算Ⅱ		一日当たり 40円 (中山・二戸・事業所対象)
実費負担分	家賃、食費等の日常生活に要する料金	家賃(畳1畳分の単価を出し、部屋の畳数をかけた料金)	家賃補助が上限10,000円あります。
		食費(月の食材代を食べた食数で割った料金)	実費徴収 1ヶ月を平均すると、概ね30,000円。
		共益費(光熱水費、共用の日用品費等)	実費徴収 1ヶ月を平均すると、概ね15,000円。
		共有物品	実費徴収 利用者間で負担して頂く場合があります。
私的契約料	預かり金等管理サービス利用料	月額 1,000円	※通帳やお金の管理等を事業者に依頼する場合の管理サービス料です。

4 利用者負担上限月額について

指定障害者サービスに係る利用者負担額は、介護給付及び訓練等給付に係る経費のうちの1割ですが、利用者及びその配偶者の所得状況に照らして、次のとおり利用者負担上限額が定まっています。

なお、食費、光熱水費、家賃等は別途実費の負担が必要です。

所得区分		要件	負担上限額
生活保護		生活保護法に基づく被保護者又は要保護者に該当する世帯	0円
低所得	低所得1	市町村民税世帯非課税者であって前年度の公的年金等の収入額の合計が80万円(障害基礎年金2級相当額)以下である者	0円
	低所得2	市町村民税世帯非課税者であって低所得1に属さない者	
一般1	居宅生活する障害児(加齢児を除く)	市町村民課税世帯に属する者のうち、左記に該当し、かつ市町村税所得割額が16万円(障害児(加齢児はを除く)及び20歳未満の施設入所者にあつては、28万円未満)の者	4,600円
	居宅生活する障害者(加齢児含む)及び20歳未満の施設入所者		9,300円
一般2	市町村民税課税世帯に属する者のうち、一般1に該当しない者		37,200円

※市町村は、原則として、施設入所者は毎年7月に、それ以外の方は年1回支給決定月に直近に把握した所得状況に基づき、負担上限月額を認定することとなっています。